

(資料9)

被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査票(案)

1 記入者

調査項目	調査内容
都道府県(指定都市・児童相談所設置市)担当部署	所属課係名
	担当者氏名
	連絡先電話番号
	メールアドレス

2 対応のための体制整備等について

①被措置児童等虐待にかかる都道府県児童福祉審議会の運営方法	ア 児童福祉審議会での対応 イ 児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会での対応 ウ 被措置児童等虐待対応専門部会での対応 エ ア、イに被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを設置し対応 オ その他() [運営に関する要綱、組織図、委員名簿について資料があれば添付]
②都道府県児童福祉審議会の夜間対応の体制	[記述] [資料があれば添付]
③都道府県児童福祉審議会の開催回数	回
④都道府県独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	有・無 [資料があれば添付]
⑤都道府県職員(児童相談所職員)への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	有・無 [研修要綱及び研修案内等があれば添付]
⑥住民への制度及び窓口についての周知 未実施の場合、その理由	有・無 [周知に関する成果物等があれば添付]
⑦施設・里親等に被措置児童等虐待についての周知	有・無
⑧「子どもの権利ノート」や「大切なお知らせ」等の活用	有・無
⑨休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実	有・無
⑩施設・里親等への指導監査の充実	有・無
⑪その他:都道府県等で被措置児童等虐待に関し、独自に工夫をしている点(自由記載)	

3-1 被措置児童等虐待の内容について (全体)

①届出・通告受理件数 単位:件	総 数	件
②届出・通告者(複数回答可) 単位:人	児童本人による届出	人
	児童本人以外の被措置児童からの通告	人
	家族	人
	親戚	人
	当該施設・事業所等職員、受託里親	人
	当該施設・事業所等元職員、元受託里親	人
	児童家庭支援センター	人
	教育委員会	人
	学校	人
	幼稚園	人
	保育所	人
	市町村	人
	児童委員	人
	近隣・知人	人
	医療機関	人
	保健機関	人
その他	人	
不明(匿名を含む)	人	
③届出先別件数 単位:件	児童相談所	件
	都道府県(担当部署)	件
	都道府県児童福祉審議会	件
	合計	件
④通告先別件数 単位:件	都道府県の設置する福祉事務所	件
	児童相談所	件
	都道府県(担当部署)	件
	都道府県児童福祉審議会	件
	市町村	件
	合計	件
⑤事実確認調査状況(事実確認を行った事例) 単位:件	虐待の事実が認められた事例	件
	虐待の事実が認められなかった事例	件
	虐待の事実の判断に至らなかった事例	件
	合計	件
⑥事実確認調査状況(事実確認を行っていない事例) 単位:件	届出・通告を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	件
	後日、事実確認調査を予定している。又は事実確認の要否を検討中の事例	件
	その他の事例	件
	合計	件

⑦事実確認調査の対象となった施設、里親家庭等の種別	区分	施設等の種別	
単位:件	里親等	里親家庭(養育里親(専門里親を除く))	件
		里親家庭(専門里親)	件
		里親家庭(養子縁組によって養親となることを希望する里親)	件
		里親家庭(親族里親)	件
		小規模住居型児童養育事業	件
		小計	件
	社会的養護関係施設	乳児院	件
		児童養護施設	件
		情緒障害児短期治療施設	件
		児童自立支援施設	件
		小計	件
	障害児施設等	知的障害児施設	件
		自閉症児施設	件
		盲児施設	件
		ろうあ児施設	件
		肢体不自由児施設	件
		肢体不自由児療護施設	件
重症心身障害児施設		件	
知的障害児通園施設		件	
肢体不自由児通園施設		件	
難聴幼児通園施設		件	
指定医療機関		件	
小計		件	
一時保護施設等		児童相談所一時保護所	件
	一時保護委託先()	件	
	小計	件	
合計		件	
その他	母子生活支援施設	件	
	自立援助ホーム	件	
	合計	件	

⑧虐待が確認された施設等の種別	区分	施設等の種別	
単位:件	里親等	里親家庭(養育里親(専門里親を除く))	件
		里親家庭(専門里親)	件
		里親家庭(養子縁組によって養親となることを希望する里親)	件
		里親家庭(親族里親)	件
		小規模住居型児童養育事業	件
		小計	件
	社会的養護 関係施設	乳児院	件
		児童養護施設	件
		情緒障害児短期治療施設	件
		児童自立支援施設	件
		小計	件
	障害児施設等	知的障害児施設	件
		自閉症児施設	件
		盲児施設	件
		ろうあ児施設	件
		肢体不自由児施設	件
		肢体不自由児療護施設	件
		重症心身障害児施設	件
		知的障害児通園施設	件
		肢体不自由児通園施設	件
		難聴幼児通園施設	件
		指定医療機関	件
		小計	件
	一時保護施設等	児童相談所一時保護所	件
		一時保護委託先()	件
		小計	件
	合計		件
	その他	母子生活支援施設	件
		自立援助ホーム	件
		合計	件

3-2 被措置児童等虐待の内容について（施設等の種別別）

施設等の種別【

⑨-1虐待の種別・類型 (重複可) 単位:件	身体的虐待	件
	ネグレクト	件
	心理的虐待	件
	性的虐待	件
	合計	件
⑨-2虐待の種別・類型(主なものの一つ) 単位:件	身体的虐待	件
	ネグレクト	件
	心理的虐待	件
	性的虐待	件
	合計	件
⑩被虐待児童性別 単位:人	男	人
	女	人
	不明	人
	合計	人
⑪被虐待児童の年齢 単位:人	0歳	人
	1歳	人
	2歳	人
	3歳	人
	4歳	人
	5歳	人
	6歳	人
	7歳	人
	8歳	人
	9歳	人
	10歳	人
	11歳	人
	12歳	人
	13歳	人
	14歳	人
	15歳	人
	16歳	人
	17歳	人
	18歳以上	人
	不明	人
合計	人	

⑫被虐待児童の就学等の状況 単位:人	就園前	人
	保育所	人
	幼稚園	人
	小学校1~3年生	人
	小学校4~6年生	人
	中学校	人
	高等学校等	人
	特別支援学校(幼稚部)	人
	" (小学部)	人
	" (中学部)	人
	" (高等部)	人
	大学・短大等	人
	就労中	人
	無職	人
	不明	人
その他	人	
合計		人
⑬虐待を行った施設職員・里親等の年齢階級 単位:人	20歳未満	人
	20歳台	人
	30歳台	人
	40歳台	人
	50歳代	人
	60歳台	人
	70歳以上	人
	合計	
⑭虐待を行った施設職員・里親等の実務経験年数 単位:人	1年以上5年未満	人
	5年以上10年未満	人
	10年以上20年未満	人
	20年以上30年未満	人
	30年以上40年未満	人
	40年以上50年未満	人
	50年以上	人
合計		人

⑮虐待を行った施設職員・里親等の職名又は職種	区 分	職 種	人
単位:人	施設長・管理者	施設長	人
		小規模住居型児童養育事業の管理者	人
		児童自立生活援助事業の管理者	人
		小計	人
	指導職員	保育士	人
		児童指導員	人
		心理療法担当職員(心理職員)	人
		職業指導員	人
		児童自立支援専門員	人
		児童生活支援員	人
		児童自立生活援助事業の指導員	人
	里親等	里親	人
		里親の同居人	人
		小規模住居型児童養育事業の養育者	人
		小規模住居型児童養育事業の養育補助者	人
		小計	人
	医療職員	医師(嘱託医含む)	人
		看護師(保健師・助産師)	人
		理学療法士	人
		作業療法士	人
		言語聴覚士	人
		小計	人
	調理職員	栄養士	人
		調理員	人
		小計	人
	その他	事務職員	人
		上記分類のいずれにも該当しない職種	人
小計		人	
合計		人	

⑩虐待が確認された施設・里親等に対して都道府県が行った対応(複数回答可)	ケース会議の実施	回
	被措置児童等虐待にかかる都道府県児童福祉審議会の開催回数(児童福祉審議会の中で審議した場合はその回数)	回
	都道府県知事から都道府県児童福祉審議会への報告回数	回
	都道府県児童福祉審議会から都道府県知事への意見陳述回数	回
	都道府県児童福祉審議会による調査回数	回
	児童福祉法第30条の2に基づく必要な指示又は報告徴収	回
	児童福祉法第34条の4第1項に基づく報告徴収・立入検査等	回
	児童福祉法第34条の5の基づく事業の制限又は停止命令	件
	児童福祉法第46条第1項に基づく報告聴取、立入検査等	回
	児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告	件
	児童福祉法第46条第3項に基づく改善命令	件
	児童福祉法第46条第4項に基づく事業停止命令	件
	一時保護の実施(虐待を受けた児童)	人
	一時保護の実施(同じ施設・里親等に措置されている児童)	人
	虐待を受けた児童に対する支援(心理療法)	人
	同じ施設等にいる他の被措置児童等に対する支援(心理療法)	人
	再発防止のための事後指導(改善状況の確認又は施設運営の改善のための指導等)	回
その他		
⑪都道府県の対応に対して当該施設・里親等が行った改善措置	施設・里親等からの都道府県への改善計画の提出	回
	その他	回

「被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査票」 記入上の留意事項

本調査は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）における平成21年度の被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況について把握するためのものです。

以下に記載する事項に留意して回答してください。

対象となる施設等の種別

- 児童福祉法による対象施設
里親、小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設、指定医療機関、児童相談所一時保護所、一時保護委託先
- 児童福祉法上は対象外だが実態を把握する施設
母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

1 記入者

当該調査票の担当者について記入してください。

2 対応のための体制整備等について

貴都道府県における被措置児童等虐待に対応するための体制整備等について把握するための調査項目です。

① 被措置児童等虐待にかかる都道府県児童福祉審議会の運営方法

被措置児童等虐待に対応するための都道府県児童福祉審議会の体制について該当する選択肢を記入して下さい。運営に関する要綱、組織図、委員名簿についてあれば資料を添付して下さい。

② 都道府県児童福祉審議会の夜間対応の体制

被措置児童等虐待の届出・通告が夜間・休日にあつた場合の体制と、その連絡先の周知の方法等について具体的に記述して下さい。資料があれば添付して下さい。

③ 都道府県児童福祉審議会の開催回数

平成21年4月1日～平成22年3月31日の期間に、被措置児童等虐待に関する通告・届出の受理、事実確認や保護等の措置を採つた際の報告等、被措置児童等虐待に対応するために都道府県児童福祉審議会又はその部会等を開催した回数を記入して下さい。

④ 都道府県独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成

都道府県独自の被措置児童等虐待対応マニュアル等があれば、有に○を付けて資料を添付して下さい

- ⑤ **都道府県職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施**
児童相談所職員など関係者への被措置児童等虐待に関する研修を実施していれば、有に○を付けて研修要綱及び研修案内等を添付して下さい。
- ⑥ **住民への制度及び窓口についての周知 未実施の場合、その理由**
発見者に通告義務があることや通告受理機関の機関名や連絡先を周知している場合は有に○を付けて、周知に関する広報紙などの成果物等があれば添付して下さい。
周知をしていない場合はその理由を記載して下さい。
- ⑦ **施設・里親等に被措置児童等虐待についての周知**
研修や通知などの方法で、施設や里親等に被措置児童等虐待の制度の趣旨、仕組み等を周知している場合は有に○を付けて下さい。
- ⑧ **「子どもの権利ノート」や「大切なお知らせ」等の活用**
子どもの意見をくみ上げる仕組みとして、都道府県において「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催、「子どもの自治会」等の開催、「意見箱」の設置などについて、取り組んでいる場合は有に○を付けて下さい。
- ⑨ **休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施**
休日・夜間においても対応できる電話相談窓口を設けている場合は有に○を付けて下さい。
- ⑩ **施設・里親等への指導監査の充実**
都道府県が施設や里親等に対して行う指導監査について、児童福祉法第46条の規定に基づく権限を適切に行使しながら、充実を図っている場合は有に○を付けて下さい。
- ⑪ **その他：都道府県等で被措置児童等虐待に関し、独自に工夫をしている点（自由記載）**

3-1 被措置児童等虐待の内容について（全体）

被措置児童等虐待（虐待を受けていると思われる場合も含む）についての対応状況等を把握するための調査項目です。

本調査における届出・通告受理件数（①）及び届出・通告者（②）は、平成21年4月1日～平成22年3月31日の期間に貴都道府県で新たに届出又は通告として受理した事例についてカウントしてください。

届出・通告を受理後の事実確認調査に関する設問（⑤、⑥、⑦）及び虐待が確認された場合に関する設問（⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮）についても、平成21年4月1日～平成22年3月31日の期間を対象としますが、例えば、平成21年4月1日以前に届出・通告を受理した事例のうち、事実確認調査が平成21年4月1日～

平成22年3月31日の期間に行われた事例がある場合は、⑤～⑮の設問に対し該当のところへカウントしてください。(この場合、①～④にはカウントしないようご注意ください)

① 届出・通告受理件数

- i 平成21年3月31日までに一旦対応がほぼ終了したものの、平成21年4月1日～平成22年3月31日の期間に再度、届出・通告があり対応した事例は、新たに受理した事例としてカウントしてください。
- ii 同一人物から複数回の届出・通告があった事例、複数の者から届出・通告があった事例及び被措置児童等虐待を受けている又は受けていると思われる児童(以下「被虐待児童」という。)が複数又は被措置児童等虐待を行った又は行ったと思われる施設職員・里親等(以下「虐待を行った職員等」という。)が複数であった事例において、明らかに同一の施設・里親家庭等で発生していた同一とみなされる事例は「1件」としてカウントしてください。

② 届出・通告者(複数回答可)

①において「1件」とカウントした届出・通告対応事例であっても、複数の者から届出・通告があった場合は、それぞれ該当するすべての項目に人数をカウントしてください。ただし、同一又は明らかに同一と思われる届出・通告者から同一事例に対して複数回の届出・通告があった事例については、「1人」としてカウントしてください。

③ 届出先別件数

①にカウントした受理件数のうち、被措置児童等からの届出件数について、届け出受理機関別にカウントしてください。

④ 通告先別件数

①にカウントした受理件数のうち、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告件数について、通告受理機関別にカウントしてください。

⑤ 事実確認調査状況(事実確認を行った事例)

都道府県が事実確認調査を行った場合に、事実確認状況を把握するための設問です。選択肢から最も適当と思われる該当項目を1つだけ選びカウントしてください。

「虐待の事実の判断に至らなかった事例」は、例えば、虐待と思われるが、施設や里親家庭等の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例などをカウントしてください。

⑥ 事実確認調査状況(事実確認を行っていない事例)

選択肢から最も適当と思われる該当項目を1つ選びカウントしてください。

「その他の事例」は、他のいずれの項目にも該当しない事例をカウントしてください。

⑦ 事実確認調査の対象となった施設・里親家庭等の種別

⑤の「事実確認を行った事例」で対象となった事例について、施設種別・里親家庭等の別を集計し、カウントしてください。

同一施設・里親家庭等において同一の事例を対象に事実確認調査を2回以上行った場合は、「1件」とカウントしてください。

なお、「里親等」、「社会的養護関係施設等」、「障害児施設等」及び「一時保護施設等」を集計した「合計」は、⑤の「合計」の件数と一致することを確認してください。

⑧ 虐待が確認された施設等の種別

⑤中の「虐待の事実が認められた事例」を対象とし、施設種別・里親家庭等の別を集計し、カウントしてください。

同一施設・里親家庭等において同一の事例を対象に事実確認調査を2回以上行った場合は、「1件」とカウントしてください。

なお、「里親等」、「社会的養護関係施設等」、「障害児施設等」及び「一時保護施設等」を集計した「合計」は、⑤中の「虐待の事実が認められた事例」の件数と一致することを確認してください。

3-2 被措置児童等虐待の内容について（施設等の種別別）

3-2については、施設等の種別毎に別々に表を作成して集計をお願いします。

3-1の⑧において虐待が確認された施設等の種別の名を、表の上段の【 】内に記入して、集計して下さい。

⑨-1 虐待の種別・類型（重複可）

⑤中の「虐待の事実が認められた事例」を対象とし、それぞれの種別・類型に該当する項目すべてにカウント（重複可）してください。

被虐待児童が複数又は虐待を行った職員等が複数であった場合であっても、明らかに同一施設・里親家庭等で発生していた、同一とみなされる事例は、被虐待児童及び虐待を行った職員等の人数にかかわらず1事例としてカウントしてください。

⑨-2 虐待の種別・類型（主なもの一つ）

⑤中の「虐待の事実が認められた事例」を対象とし、最も該当する項目一つにカウントしてください。

被虐待児童が複数又は虐待を行った職員等が複数であった場合であっても、明らかに同一施設・里親家庭等で発生していた、同一とみなされる事例は、被虐待児童及び虐待を行った職員等の人数にかかわらず「1件」としてカウントしてください。

【⑩～⑫】

i ⑤中の「虐待の事実が認められた事例」を対象とし、被虐待児童の状況について把握するための設問です。

原則として、事実確認時点の情報に基づきカウントすることとしますが、事実確認後から何らかの対応を行うまでの支援の過程で、新たに判明したこと、事実確認時点の情報に追加・修正があった場合には、それらを反映させてカウントしてください。

ii ⑩～⑫については、⑤中の「虐待の事実が認められた事例」において「1件」

とカウントした事例であっても、複数の児童が虐待を受けていた場合は、それぞれ該当するすべての項目に人数をカウントしてください。したがって、⑩～⑫の数値は、⑤中の「虐待の事実が認められた事例」の数値を上回る場合があります。

⑫ 被虐待児童の就学等の状況

被虐待児童の就学等の状況について、カウントしてください。

1人の児童について該当する項目の全てにカウント（重複可）して下さい。

「高等学校等」には高等専門学校及び専修学校の高等課程を含み、また「大学・短大等」には専修学校の専門課程を含みます。

【⑬～⑮】

i ⑤中の「虐待の事実が認められた事例」を対象とし、虐待を行った職員等の状況について把握するための設問です。

原則として、事実確認時点の情報に基づきカウントすることとしますが、事実確認後から何らかの対応を行うまでの支援の過程で、新たに判明したこと、事実確認時点の情報に追加・修正があった場合には、それらを反映させてカウントしてください。

ii ⑬～⑮については、⑤中の「虐待の事実が認められた事例」において「1件」とカウントした事例であっても、複数の施設職員・里親等による虐待の事実が認められた場合は、それぞれ該当するすべての項目に人数をカウントしてください。したがって、⑬～⑮の数値は、⑤中の「虐待の事実が認められた事例」の数値を上回る場合があります。

⑭ 虐待を行った施設職員・里親等の実務経験年数

虐待を行った職員等の実務経験年数の状況についてカウントして下さい。

実務経験年数は、職員・里親等1人毎に、⑦に掲げる施設・里親家庭等の種別において勤務した年数を合算して算出して下さい。

⑮ 虐待を行った施設職員・里親等の職名又は職種

虐待を行った職員等の職名・職種についてカウントして下さい。

職員等1人で複数の職名・職種が該当する場合は、発令・給与等を勘案して最も該当するものを1つカウントして下さい。

⑯ 虐待が確認された施設・里親等に対して都道府県が行った対応（複数回答可）

被措置児童等虐待への対応を把握するための設問です。⑤中の「虐待の事実が認められた事例」及び平成21年4月1日以前に届出・通告を受理し事実確認調査を行い、虐待の事実が認められた事例のうち、都道府県が行った対応が平成21年4月1日～平成22年3月31日の期間に行われた事例を対象とします。

該当する項目全てにカウント（重複可）して下さい。

⑰ 都道府県の対応に対して当該施設・里親等が行った改善措置

⑯にカウントされた都道府県が行った対応に対して、施設・里親等が行った改善措置の回数をカウントして下さい。

番号	都道府県名	施設名	H20年度	H21年度新規	H22年度新規予定	H23年度以降新規予定	導入形態
1	国立	武蔵野学院	☆				中:分教室
2	"	きぬ川学院	☆				中:分教室
3	北海道	北海道家庭学校		☆			(分枝)
4	"	向陽学院		☆			(小:分教室、中:分枝)
5	"	大沼学園		☆			(分枝)
6	青森県	子ども自立センターみらい	☆				分教室
7	岩手県	杜陵学園			☆		(小:分教室、中:分枝)
8	宮城県	さわらび学園	☆				分教室
9	秋田県	千秋学園	☆				分枝
10	山形県	朝日学園				★(未定)	
11	福島県	福島学園				★(未定)	
12	茨城県	茨城学園	☆				分教室
13	栃木県	那須学園	☆				小:分教室、中:分枝
14	群馬県	ぐんま学園	☆				分枝
15	埼玉県	埼玉学園	☆				小:分教室、中:分枝
16	千葉県	生実学校	☆				分教室
17	東京都	誠明学園	☆				本校
18	"	萩山実務学校	☆				中:分枝
19	神奈川県	おおいそ学園	☆				分枝
20	新潟県	新潟学園	☆				分枝
21	富山県	富山学園				★(未定)	
22	石川県	児童生活指導センター	☆				分枝
23	福井県	和敬学園				★(未定)	
24	山梨県	甲陽学園	☆				分枝
25	長野県	波田学院	☆				小:分教室、中:分枝
26	岐阜県	わかあゆ学園	☆				分枝
27	静岡県	三方原学園	☆				分枝
28	愛知県	愛知学園				★(未定)	
29	三重県	国児学園	☆				分枝
30	滋賀県	淡海学園	☆				分教室
31	京都府	淇陽学校				★(未定)	
32	大阪府	修徳学院				★(未定)	(本校又は分枝)
33	"	ライフサポートセンター	—	—	—	—	—
34	兵庫県	明石学園	☆				分教室
35	奈良県	精華学院				★(未定)	
36	和歌山県	仙溪学園	☆				小:分教室、中:分枝
37	鳥取県	喜多原学園	☆				小:分教室、中:分枝
38	島根県	わかたけ学園	☆				分枝
39	岡山県	成徳学校		☆			(小:分教室、中:本校)
40	広島県	広島学園				★(未定)	
41	山口県	育成学校	☆				小:分教室、中:分枝
42	徳島県	徳島学院	☆				小:分教室、中:分枝
43	香川県	斯道学園	☆				分教室
44	愛媛県	えひめ学園	☆				小:分教室、中:分枝
45	高知県	希望が丘学園	☆				分枝
46	福岡県	福岡学園	☆				分枝
47	佐賀県	虹の松原学園	☆				分枝
48	長崎県	開成学園	☆				分枝
49	熊本県	清水が丘学園				★(H23)	(小:分教室、中:分枝)
50	大分県	二豊学園				★(H23)	(小:分教室、中:分枝)
51	宮崎県	みやざき学園				★(未定)	(分枝又は分教室)
52	鹿児島県	若駒学園	☆				小:分教室、中:分枝
53	沖縄県	若夏学院	☆				小:分教室、中:分枝
54	横浜市	向陽学園				★(H23)	(分枝)
55	"	横浜家庭学園				★(H25)	
56	名古屋市	玉野川学園			☆		分教室
57	大阪市	阿武山学園				★(未定)	
58	神戸市	若葉学園	☆				分教室
合計			36	4	2	17	

※1「分枝」:小学校、中学校ともに分枝。

※2「分教室」:小学校、中学校ともに分教室。

(資料11)

平成22年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

研修共通テーマ <健やかな育ちを保障するために>

平成21年度の改正児童福祉法の施行等を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもたちの健やかな育ちを保障するために、以下の各種研修を実施します。

<児童自立支援施設新任職員研修>

武蔵野:武蔵野学院
きぬ川:きぬ川学院

研修種別	対象者	期間	スクーリング会場	募集人数
1 新任施設長研修 新任施設長として児童自立支援施設運営上必要と思われる内容を学び、今後の方向性を考える研修	H21.4月以降に着任した施設長	前期H22.5.10~5.12 後期H22.10.18~10.20 (各3日間) 前後期2回とも必修	前期 武蔵野 後期 きぬ川	20名
2 新任職員研修 (1)短期コース 初めて児童自立支援事業に従事する職員に対しての基礎的研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が3年未満である者	全3ヶ月間うちスクーリング ①H22.6.7~6.11 ②H22.6.21~6.25 ③H22.10.25~10.29 ④H22.11.15~11.19 全3ヶ月間 うち実習期間(3週間) 8月下旬~9月上旬 又は調整の上決定	きぬ川	各回15名
(2)実習コース 児童自立支援施設の機能を実習を通してより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎的研修			武蔵野 きぬ川	10名程度

<児童自立支援施設・児童相談所共通研修>

研修種別	対象者	期間	スクーリング会場	募集人数
8 思春期対応関係機関職員研修	思春期対応関係機関職員	H23.2.28~3.2 (3日間)	武蔵野	30名

<児童相談所職員研修>

9 児童相談所一時保護所指導者研修	児童福祉領域での経験が3年以上で、一時保護所において指導的立場にある者	①H23.1.12~1.14 ②H23.2.2~2.4 (3日間)	武蔵野	各回30名
10 里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	H22.7.26~7.28 (3日間)	武蔵野	30名

<児童自立支援施設専門研修>

4 スーパーバイザー研修 自立支援機能を統括していくために必要なマネジメント・スーパービジョン、今後の児童自立支援施設の機能充実を考え深める研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者(※)	全3ヶ月間 うちスクーリング期間 H22.8.30~9.3 (5日間)	きぬ川	20名
5 中堅職員研修 専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上である者(※)	全4ヶ月間 うちスクーリング期間 H22.5.31~6.4 (5日間)	武蔵野	30名
6 児童自立支援専門員・児童生活支援員研修 児童自立支援施設職員としての専門性をより高めるための研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年未満である者(※)	全4ヶ月間 うちスクーリング期間 H22.7.5~7.9 (5日間)	武蔵野	30名
7 テーマ別研修 多様化する児童自立支援施設入所児童のニーズに対応するために必要な専門性を高める研修	児童自立支援施設に関わっている職員等	全4ヶ月間 うちスクーリング期間 H22.8.4~8.6 (3日間)	きぬ川	20名

<全国研修指導者養成研修>

研修種別	対象者	期間	スクーリング会場	募集人数
Aコース 子どもの権利擁護と日々の養育	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市)又は市長が推薦する者	H22.11.17~11.19 (3日間)	武蔵野	各回30名
Bコース 子どもの発達とアセスメント		H22.10.4~10.6 (3日間)		
Cコース 家族支援とソーシャルワーク		H22.10.27~10.29 (3日間)		
Dコース チームアプローチとスーパーバイズ		H22.9.8~9.10 (3日間)		
Eコース 子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応		H21.12.8~12.10 (3日間)		

(※ 児童福祉領域の経験を含める等、所属長の推薦がある場合にはこれに限らない)

問い合わせ先

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 TEL048-878-1260(代)

(資料12)

平成20年度情緒障害児短期治療施設の
施設数、定員、在所者数、入所率(都道府県・指定都市別)

		施設数	定員数	在所者数	入所率
	全 国	32	1,509	1,085	71.9
1	北海道	1	50	25	50.0
2	青森県	-	-	-	-
3	岩手県	1	50	44	88.0
4	宮城県	-	-	7	-
5	秋田県	-	-	-	-
6	山形県	-	-	-	-
7	福島県	-	-	-	-
8	茨城県	1	40	27	67.5
9	栃木県	-	-	3	-
10	群馬県	1	38	17	44.7
11	埼玉県	1	50	25	-
12	千葉県	-	-	-	-
13	東京都	-	-	-	-
14	神奈川県	-	-	8	-
15	新潟県	-	-	-	-
16	富山県	-	-	-	-
17	石川県	-	-	-	-
18	福井県	-	-	-	-
19	山梨県	-	-	-	-
20	長野県	1	50	15	30.0
21	岐阜県	1	48	34	70.8
22	静岡県	1	50	27	54.0
23	愛知県	2	85	69	81.2
24	三重県	-	-	-	-
25	滋賀県	1	50	38	76.0
26	京都府	1	30	27	90.0
27	大阪府	3	154	120	77.9
28	兵庫県	1	50	47	94.0
29	奈良県	-	-	-	-
30	和歌山県	-	-	-	-
31	鳥取県	1	45	31	68.9
32	島根県	-	-	-	-
33	岡山県	1	50	17	34.0
34	広島県	-	-	16	-
35	山口県	1	50	43	86.0
36	徳島県	-	-	1	-
37	香川県	1	30	13	43.3
38	愛媛県	-	-	6	-
39	高知県	1	30	15	50.0
40	福岡県	1	50	31	62.0
41	佐賀県	-	-	2	-
42	長崎県	1	55	21	38.2
43	熊本県	1	50	25	50.0
44	大分県	-	-	6	-
45	宮崎県	-	-	-	-
46	鹿児島県	1	50	43	86.0
47	沖縄県	-	-	-	-
48	札幌市	-	-	16	-
49	仙台市	1	50	15	30.0
50	さいたま市	-	-	3	-
51	千葉市	-	-	-	-
52	横浜市	1	71	37	52.1
53	川崎市	-	-	3	-
54	新潟市	-	-	-	-
55	静岡市	-	-	9	-
56	浜松市	-	-	11	-
57	名古屋市	1	50	29	58.0
58	京都市	1	50	20	40.0
59	大阪市	2	90	77	85.6
60	堺市	-	-	7	-
61	神戸市	-	-	6	-
62	広島市	1	43	20	46.5
63	北九州市	-	-	9	-
64	福岡市	-	-	20	-
65	横須賀市	-	-	-	-
66	金沢市	-	-	-	-

資料:平成20年福祉行政報告例[平成21年3月31日現在]

(資料13)

家庭福祉課指導係 平成22年度年間スケジュール

調査の内容		1 家庭福祉関係事業等調査	2 養子縁組あつせん調査	3 児童福祉施設現況調査	4 被措置児童等虐待調査	5 課長会議資料用調査
4月	上旬					
	中旬					
	下旬	調査依頼(事務連絡)			未定	
5月	上旬					
	中旬					
	下旬	回答〳切				
6月	上旬					
	中旬	集計終了	調査依頼(事務連絡)			
	下旬					
7月	上旬					
	中旬		回答〳切			
	下旬			調査依頼(事務連絡)		
8月	上旬		集計終了			
	中旬					
	下旬			回答〳切		
9月	上旬					
	中旬			集計終了		
	下旬					
10月	上旬					
	中旬					
	下旬					
11月	上旬					
	中旬					
	下旬					
12月	上旬					
	中旬					調査事項確定
	下旬					
1月	上旬					調査依頼(事務連絡)
	中旬					
	下旬					
2月	上旬					〳切〳集計〳確定
	中旬					課長資料作成
	下旬					
3月	上旬					
	中旬					
	下旬					